

上演許諾等に関する契約書

公演主催者_____（以下「甲」という。）と株式会社深川（以下「乙」という）は、甲が、深川秀夫を著作者とする著作物（以下「深川作品」という。）を上演することに関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 【上演の許諾】

乙は甲に対し、下記（1）に掲げる深川作品（以下「本件作品」という。）を、下記（2）に掲げる日時、場所で上演すること（以下「本件上演」という。）について許諾する。

記

(1) 作品名_____

上演時間_____

(2) 上演日時_____

上演場所・劇場名_____

第2条 【上演許諾料】

- 1 本件上演についての上演許諾料は、総額金_____円（税込）とする。
- 2 甲は、乙に対し、前項の許諾料を、本件上演終了後7日以内に、乙の指定する銀行口座に全額を一括して振込む方法で支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第3条 【作品内容に関する協議】

甲と乙は、本件作品を上演する過程において、内容を変更する必要がある場合、あくまで著作者の演出・振付の意図（曲数・出演者数・美術・衣裳・照明等）を損なわない範囲で、双方協議の上、変更内容を決定出来るものとする。

第4条 【上演経験による制作方法の協議】

- 1 甲は、本件作品の上演経験の有無を、「『深川秀夫の世界』を継承していく会 - Fukagawa Ballett Welt-（以下「事務局」という。）」に申告し、本件上演が次の各号に掲げる「再演作品」の上演、または「未経験の作品」の上演のいずれにあたるかを事務局との協議の上決定し、同号の定める制作方法に従うものとする。

(1) 「再演作品」の上演

甲が、過去に上演経験のある作品を上演する場合は、甲が所有するビデオ・DVD・音楽CD等に基づいて、演出・振付を行うことができるものとする。但し、新たな創作を付加してはならない。

(2)「未経験の作品」の上演

- ア 甲が、過去に上演経験のない作品を上演する場合は、事務局より、基本となる録画・録音媒体の貸し出しを行い、それに基づきリハーサルを行うものとする。但し、貸出料その他の実費及び経費は、甲の負担とし、乙は甲に対し、これを別途請求するものとする。
- イ 乙は、甲がリハーサルを進める上で、本件作品に精通している経験者を、レペティトア（振付・指導）として、事務局より派遣することとする。
- ウ イに定めるレペティトアの指導にかかる指導料、交通費その他一切の費用は甲の負担とし、具体的な条件は、甲・事務局間の合意により別途定めることとする。
- エ 甲は、事務局の指定するテクニカルアドバイザー（以下「担当テクニカルアドバイザー」いう。）の作成するテクニカルライダーに従って本件上演を行うものとする。
- オ エに定めるテクニカルライダー作成費用は、第2条第1項の上演許諾料に含まれるものとする。但し、甲が担当テクニカルアドバイザーに対し、本件上演の技術的サポートを直接依頼する場合、その費用は、甲と担当テクニカルアドバイザーとの間の合意により、別途定めることとする。
- カ 甲は、エに定めるテクニカルライダーの実行に関して、上演団体の現状に即した変更を必要とする場合は、担当テクニカルアドバイザーとの協議の上、変更内容を決定するものとする。

2 本条の規定は、深川作品の芸術的、舞踊的、技術的表現の水準維持・管理・継承を目的とし、本件上演にあたって遵守されなければならない。

第5条 【著作者の表示】

甲は、次の各号に掲げる物品に、「振付 深川秀夫」又は、「演出・振付 深川秀夫」の表示をしなければならない。

- (1) 本件上演にかかる広告物（チラシ・ポスター）及びパンフレット（プログラム）
- (2) 本件上演にかかる録画・録音物のパッケージ

第6条 【録画・録音・写真撮影の許諾】

1 乙は甲に対し、本件上演に関し（舞台稽古、リハーサル等を含む）、次の各号に定める目的のために、録音・録画及び写真撮影を行い、これを利用する事を許諾する。但し、外部への貸し出し、無断コピー等は、これを禁止する。

- (1) 甲が、研究・再演を行うため、内部資料としての利用
 - (2) 甲及び乙の関係者・出演者への配布
- 2 前項の許諾に関する許諾料は、第2条第1項の金額に含まれるものとする。

第7条 【公衆送信等の許諾】

- 1 乙は甲に対し、本件上演（但し、舞台稽古、リハーサル等を含まない）の録音・録画を行い（以下、本条において「本件録画物」という。）、これを下記（1）の日時、下記（2）の配信プラットフォームで、視聴者から料金を受けて / 受けずに インターネット配信すること（以下、「本件配信」という。）を許諾する。

(1) 配信日時 _____

(2) 配信プラットフォーム _____

- 2 前項の許諾にかかる許諾料は、金 2万 円（税込）とする。
- 3 乙は、本件録音・録画物を本件配信以外の目的で使用してはならない。
- 4 甲は、本件配信の視聴者との配信視聴契約において、本件録画物の複製（私的複製を含む。）を禁止することを明示的に規定するものとし、万が一、本件配信の視聴者による無断複製が発覚した場合には、甲はこれを速やかに乙に報告するものとする。
- 5 甲は乙に対し、本件配信の終了後、速やかに本件配信の視聴者数を報告するものとする。

第8条 【上演後の提出物】

甲は、本件上演の終了後、速やかに本件上演にかかる次の各号に掲げる関係書類及び記録媒体を乙に提出することとする。

- (1) 録画DVD等（深川作品のみをダビングした物）
- (2) 音楽CD（新規に編集した場合のみ）
- (3) 公演チラシ・ポスター・公演プログラムなどの資料
- (4) 本件上演に対する新聞・雑誌の紹介及び批評記事

第9条 【許諾の取消】

- 1 乙は、甲が本契約に反した場合、上演の許諾を取消することができるものとする。
- 2 乙は、前項の取消しによって甲が被った損害を賠償する責を負わない。

第10条 【秘密の保持】

- 1 甲及び乙は、本契約を履行する際に知り得た相手方の秘密および内部事情について

は、これを第三者に漏洩し、又は自己のために利用してはならない。

2 甲及び乙は、相手方の承諾なくして本契約の内容を第三者に開示してはならない。

第11条 【管轄の合意】

本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、名古屋地方裁判所（知的財産権に関する紛争については東京地方裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 【紛争の解決】

本契約に定めのない事項、又は、本契約条項中の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙共に誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲：(住所)

(氏名)

⑩

乙：(住所)

(氏名)

⑩